

川崎市公告第520号

次のとおり、一般競争入札について公告します。

令和8年2月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に対する事項

- (1) 件名 令和8年度SMS配信システムを活用した学校給食費徴収金納付勧奨等業務委託
- (2) 履行場所 教育委員会事務局健康給食推進室
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 令和7年度に本市又は他の官公庁において、SMS配信システムを活用した催告、広報等業務の類似実績（本契約に限る）が10件以上あること。
- (5) ISO/IEC 27017 を取得していること。

3 入札参加申込書の配付、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所南庁舎7階
教育委員会事務局健康給食推進室 担当 山井
電話：044-200-1809（直通）
E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和8年2月12日（木）から令和8年2月19日（木）までとします。
(午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

- イ 本市又は他官公庁において類似の契約実績を証明する書類の写し
- ウ ISO/IEC 27017 を取得していることが分かるもの

(4) 提出方法

持参又は書留郵便

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

入札参加申込書を提出した者のうち、参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付します。

(1) 交付場所及び問い合わせ先

3 (1) に同じ。

(2) 交付日時

令和8年2月24日（火）午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3 (1) に同じ。

(2) 問い合わせ期間

令和8年2月24日（火）から令和8年2月26日（木）までとします。

（午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 問い合わせ方法

一般競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式により、3 (1) の問い合わせ先まで、持参又は電子メールにて提出してください。

なお、電子メールで質問する場合は、「質問書」を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年3月2日（月）までに、全社宛てに電子メールにて送付します。電子メールアドレスの登録がない場合は、3 (1) にて交付しますので、事前に御連絡ください。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法等

ア 入札金額は、以下の各項目の希望単価に予定数量を乗じた合計額（総額）とします。項目ごとの税抜の単価を積算し、その単価にそれぞれの予定数量を乗じて、それらの合計額を算出してください。なお、各項目に必要となる作業費等については、それぞれの単価に含めることとします。

| 項目 | 希望単価（税抜） A | 予定数量 B | A × B |
|-----------------------------------|---------------|--------------|-------|
| S M S 送 信 費 | 円／通 | 5 4, 0 0 0 通 | 円 |
| シス テ ム 利 用 料 | 円／月 | 1 2 ヶ月 | 円 |
| オプ シ ョ ン 利 用 料 (固定で必要な経費) | 円／月 | 1 2 ヶ月 | 円 |
| オプ シ ョ ン 利 用 料 (利用回数に応じて必要な経費) | 円／回 | 5 4, 0 0 0 回 | 円 |
| シス テ ム 登 録 料 | 円 | 1 回 | 円 |
| オプ シ ョ ン 利 用 料 (初 期 費 用) | 円 | 1 回 | 円 |

↑
入札参加者において、各項目の税抜の希望単価を見積もります。

↓
A × B の金額の合計（太線枠内の金額の合計）が入札金額となります（入札（見積）書に記載する金額です）。

- (ア) 項目「SMS送信費」における「1通」の考え方は、各携帯キャリアのSMS文字数による通数規定に従います（各携帯キャリア文字数規定に依存します）。
- (イ) 項目「システム利用料」「オプション利用料（固定で必要な経費）」は毎月発生する費用、項目「オプション利用料（利用回数に応じて必要な経費）」は利用回数に応じて発生する費用、項目「システム登録料」「オプション利用料（初期費用）」は初期費用（1回のみ支払）を見積もることとします。
- (ウ) 項目「システム利用料」はシステムを利用する上での基本料金、項目「オプション利用料（固定で必要な経費）」及び「オプション利用料（利用回数に応じて必要な経費）」は仕様を満たす上で必要となるオプションサービスの費用を見積もることとします。
- (エ) 項目「オプション利用料（固定で必要な経費）」、「オプション利用料（利用回数に応じて必要な経費）」及び「オプション利用料（初期費用）」については、オプション内訳書により、内訳（オプションの内容及び金額）を明らかにしてください（入札書を入れた封筒に同封してください。）。
- イ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名記載の封筒に封印して提出してください（封筒に同封する書類は、①入札（見積）書、②単価契約一覧表、③オプション内訳書の3点です。）。
- ウ 開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。
- エ 1回目で落札しない場合は、再度入札を2回、計3回の入札を行いますので、その分の入札書及び積算内訳書を用意してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 令和8年3月5日（木）午前10時00分
イ 場所 川崎市役所本庁舎 2階 203会議室
(川崎市川崎区宮本町1番地)

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行なった入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(7) 入札書の記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載するものとします。ただし、別途指示があったものについては、それに従うものとします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを必要とします。落札者は、契約書2通に記名押印の上、速やかに3(1)に持参してください。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 契約単価

本契約において調達する項目ごとの契約単価は、入札時に提出された単価契約一覧表によるものとします。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札説明書も併せて確認してください。
- (4) その他問い合わせ窓口は、3（1）と同じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。